令和3年12月9日午前10時30分、当財団2階会議室において、令和3年度第 3回理事会を開催した。

出席理事 7人(理事総数7人)

井上純一、難波修三、岩崎由紀子、梶井龍太郎、髙橋佳久、田中國義、丸山孜 (岩崎由紀子、梶井龍太郎、髙橋佳久、丸山孜の各理事はWeb会議の方法により 出席)

出席監事 2人

長谷川進、岩﨑浩臣

(長谷川進、岩﨑浩臣の各監事はWeb会議の方法により出席)

議事録作成者

理事長 井上純一

司会者である総務施設課長が、本日の会議はWeb会議システムを用いて開催され、本日の理事会は理事7人のうち岩崎由紀子理事、梶井龍太郎理事、髙橋佳久理事、丸山孜理事はWeb会議の方法により出席し、Web会議システムにより出席者の映像と音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時適格な意見表明が互いにできる状態になっていることの確認及び理事全員の出席を得ていることから、本理事会が有効に成立していることの報告をした後、理事会運営規程第6条第1項の規定により井上純一理事長が議長となり、開会を宣した。

議長は、本日の議題は、議案として、「議案第5号 臨時職員等の就業に関する規程の一部を改正する規程」の1案件と、報告事項として、「田中國義理事の利益相反取引の報告」と「理事長及び常務理事の職務執行状況報告(9~11月)」の2案件である旨を告げ、審議に入った。

議案第5号 臨時職員等の就業に関する規程の一部を改正する規程

理事長は、臨時職員には有期雇用契約と無期雇用契約という2つの契約形態があり、 無期雇用契約を締結している臨時職員については令和4年4月1日以降、同じ無期雇 用の嘱託職員に契約変更し、臨時職員については、無期雇用契約という契約形態をな くすため規定を整備するものとし、また現在、60歳定年制を実施し、60歳後は本 人の希望により65歳まで継続雇用することとしているが、労働契約法の規定により 60歳後に有期雇用契約から無期雇用契約に転換する嘱託職員が発生する場合が想定され、その場合の定年を定める規定がないことから、新たに定年を定める規定を設けるものとし、議案第5号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第5号 臨時職員等の就業に関する規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

## 田中國義理事の利益相反取引の報告

理事長は、令和3年3月4日、令和2年度第6回理事会において承認された田中國 義理事の利益相反取引が終了したため、事業の実施状況等取引の内容について報告し た。

## 理事長及び常務理事の職務執行状況報告(9~11月)

常務理事は、理事長及び常務理事の職務執行状況報告として、令和3年9~11月 の事業実施状況等について、職務執行状況報告書により報告した。

前記Web会議システムを用いた本理事会は終始異状なく行われ、全ての審議及び報告が終了したので、議長は閉会を宣し、午前11時10分閉会した。